

産 政 号 外
令和4年1月28日

関係団体 各位

山形県知事 吉村 美栄子

「まん延防止等重点措置」の適用後の保育所及び放課後児童クラブ等に
通う子どもを持つ職員・従業員等への対応について（お願い）

平素より、県政発展に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、1月27日から本県の一部地域について「まん延防止等重点措置」が適用さ
れますが、保育所や放課後児童クラブ、幼稚園等は保護者の就労等により子どもの受
け皿になっていることから、原則的に開所することとしております。

しかしながら、感染の状況により臨時休園等を余儀なくされ、子どもが登園できず、
家庭での保育が必要となるケースが想定されます。

つきましては、本県の一部地域が「まん延防止等重点措置」の適用を受けることを
踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の趣旨を御理解いただくとともに、家
庭での保育が必要となった職員・従業員等の休暇取得や在宅勤務、短時間勤務、時差
出勤等について、改めて特段の御配慮及び周知をお願いいたします。

また、妊婦においても感染症のリスクの不安を抱えている状況にありますので、妊
婦である職員・従業員等につきましても、同様の御配慮及び周知をお願いいたします。

【担 当】

産業労働部 商工産業政策課

電話：023-630-2134

《保育所等に関すること》

しあわせ子育て応援部 子ども保育支援課

電話：023-630-2392、3073、2117

